

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第48期第2四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社シーエーシー

【英訳名】 CAC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 匂 明 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

【電話番号】 03(6667)8000

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営統括本部長 小 原 亮 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

【電話番号】 03(6667)8000

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営統括本部長 小 原 亮 一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第47期 第2四半期 連結累計期間		第48期 第2四半期 連結累計期間		第47期	
		自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日		自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日		自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	
売上高	(百万円)	19,428		20,585		39,545	
経常利益	(百万円)	1,448		1,453		2,887	
四半期(当期)純利益	(百万円)	180		780		1,194	
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	345		1,616		1,778	
純資産額	(百万円)	19,144		21,484		20,200	
総資産額	(百万円)	31,141		33,516		32,233	
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	9.04		39.18		59.99	
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)	60.16		62.77		61.35	
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,927		1,963		3,077	
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3		1,244		1,419	
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	693		587		1,248	
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	8,846		11,200		10,943	

回次		第47期 第2四半期 連結会計期間		第48期 第2四半期 連結会計期間	
		自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日		自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	8.49		17.23	

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第47期第2四半期連結累計期間及び第48期第2四半期連結累計期間並びに第47期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日～平成25年6月30日、以下「当第2四半期」)におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景とした円安・株高傾向を受けて、景気改善の動きが見られる状況で推移しました。

国内ITサービス市場は、顧客の低価格志向や海外シフトといった構造的要因に変化はないものの、前年比では若干のプラス基調で推移しています。また、医薬品開発支援分野では、製薬会社からの堅調な需要を背景に市場は拡大を続けています。

このような状況下で、当社グループは、お客様のIT投資動向への機動的な対応と医薬品開発支援サービスの強化・拡大に努めるとともに、新領域サービスの育成にも注力しました。

その結果、当第2四半期の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は前年同期比6.0%増加の205億85百万円となり、営業利益は前年同期比1.4%減少の13億47百万円、経常利益は前年同期比0.4%増加の14億53百万円、四半期純利益は前年同期比332.6%増加の7億80百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

システム構築サービス

金融分野は増加したものの、信託、医薬、食品分野が減少したことにより、システム構築サービスの当第2四半期の売上高は、前年同期比7.6%減少の70億39百万円となりました。また、営業利益は2億28百万円となりました。

システム運用管理サービス

サービス分野の顧客向けにハードウェア売上を伴う案件のあったことが寄与し、システム運用管理サービスの当第2四半期の売上高は、前年同期比10.0%増加の83億49百万円となりました。また、営業利益は3億45百万円となりました。

BPO/BOサービス

医薬品開発支援サービスが引き続き堅調に推移したため、BPO/BOサービスの当第2四半期の売上高は、前年同期比23.2%増加の51億95百万円となりました。また、営業利益は7億73百万円となりました。

BPO : Business Process Outsourcing

BO : Business Transformation Outsourcing

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて12億82百万円増加の335億16百万円となり、負債は、前連結会計年度末とほぼ同水準の120億32百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金が6億65百万円、利益剰余金が4億61百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて12億83百万円増加し、214億84百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が14億53百万円あったほか、減価償却費が3億36百万円、売上債権の減少額が8億19百万円、法人税等の支払額が7億8百万円あったこと等により、19億63百万円の収入（前年同期比36百万円の収入増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が22億1百万円あった一方、有価証券の償還による収入が11億円あったこと等により、12億44百万円の支出（前年同期比12億48百万円の支出増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が3億18百万円、社債の償還による支出が1億50百万円あったこと等により、5億87百万円の支出（前年同期比1億5百万円の支出減）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末においては、現金及び現金同等物は前連結会計年度末比2億57百万円増加し、112億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

〔買収防衛策について〕

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます)が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成23年3月24日開催の第45回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新につき、ご承認をいただいております。

- (注) 1. 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)または買付等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)および特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。
2. 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の御判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、当該買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様適切に判断いただくためには、当該買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定するものであります。

大規模買付ルールの内容

ア．当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報(以下「本件必要情報」といいます)を提供するものとします。その内容は以下のとおりであります。

- (a) 当該買付者の概要(当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます)
- (b) 大規模買付行為の目的および内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠
- (d) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (e) 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

イ．取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日(買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合)または90日(その他の場合)以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間(以下「取締役会検討期間」といいます)とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

対応

ア．当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として イ．(a)または イ．(b)に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合(例えば、(a)真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、(b)当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、(c)経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など)は、株主の皆様の利益を守るために、イ．(a)または イ．(b)に記載した対抗措置をとる場合があります。

イ．当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置として効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(a) 新株予約権の無償割当て

() 新株予約権の割当てを受ける者および割当てる新株予約権の数

取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

() 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

() 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く)に相当する数とします。

() 新株予約権の発行価額

無償といたします。

() 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1以上を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

() 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

() 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

(b) その他の対抗策

(a)によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

ウ．対抗措置発動後の停止

取締役会は、本対応方針に基づき大規模買付行為に対する対抗策を実施することを決定した場合であっても、当該買付者が大規模買付行為を中止した場合や大規模買付ルールを遵守することに同意するなど、ア．イ．に記載する対抗策の発動要件が解消されたと取締役会が判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。

エ．特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、イ.(a)またはイ.(b)に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の運営規程は下記のとおりであります。

『特別委員会運営規程』

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

- (1) 1名以上の社外取締役
- (2) 1名以上の社外監査役
- (3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者(原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする)。

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

- (1) 社外取締役および社外監査役である委員
各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。
- (2) 社外有識者である委員
選任後2年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

- (1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと
- (2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと
- (3) 前二号に準じる重要な事項
- (4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。

3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。

4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役(代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役)および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員(特別利害関係者を除く)の過半数をもってこれを行うものとし賛否同数の場合は委員長の判断に従う。ただし、賛否同数であって委員長が欠席の場合は職務代行者の判断に従う。

2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。

3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。

4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。

(1) 代表取締役(代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役)

(2) 代表取締役が出席を必要と認める者

(3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

オ．本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は平成26年3月に開催予定の当社の第48回定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会または取締役会において廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点で廃止されるものとします。

発動時に株主・投資者に与える影響等

ア．発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします(ただし、株主の皆様が以下イ．の手續に従うことを前提とします)。

なお、ウ．に記載のとおり、取締役会決議により対抗措置の発動を停止することがあります。取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを決議した後において、この発動を停止した場合または無償割当てがなされた新株予約権の全てを当社が無償取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じません。したがって、希釈化が生じることを前提として当社株式の売買等の取引を行った株主、投資者は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

イ．発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手續をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手続(行使価額相当額の払込等)を行っていただく必要があります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億5百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	86,284,000
計	86,284,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,541,400	21,541,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,541,400	21,541,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日		21,541,400		3,702		3,953

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2丁目3番1号	3,512	16.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,764	8.18
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2丁目5-1号	1,077	5.00
キリンホールディングス株式会社	東京都中野区中野4丁目10番2号	1,040	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	931	4.32
CAC社員持株会	東京都中央区日本橋箱崎町24-1	743	3.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	484	2.24
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバス ア カウント(常任代理人株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	462	2.14
東洋ゴム工業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目17番18号	289	1.34
ステート ストリート バンク アンド ト ラスト カンパニー 505041(常任 代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	265	1.23
計		10,567	49.05

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,634千株あります。

2. 上記信託銀行の所有株式のすべては、信託業務に係るものです。

3. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者3社から、報告義務発生日を平成25年5月31日として平成25年6月6日付で提出された大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	株式 1,373	6.38
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	株式 24	0.12
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	株式 45	0.21
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号	株式 100	0.46

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,634,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,904,600	199,046	
単元未満株式	普通株式 2,800		
発行済株式総数	21,541,400		
総株主の議決権		199,046	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 シーエーシー	東京都中央区日本橋箱崎 町24番1号	1,634,000		1,634,000	7.59
計		1,634,000		1,634,000	7.59

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,245	9,305
受取手形及び売掛金	6,587	5,902
有価証券	2,308	3,607
商品	-	1
仕掛品	796	766
貯蔵品	24	20
繰延税金資産	633	417
その他	634	777
貸倒引当金	9	8
流動資産合計	20,221	20,792
固定資産		
有形固定資産	931	1,119
無形固定資産		
のれん	2,154	2,069
その他	976	909
無形固定資産合計	3,131	2,979
投資その他の資産		
投資有価証券	5,631	6,664
繰延税金資産	1,499	1,142
その他	856	854
貸倒引当金	38	37
投資その他の資産合計	7,949	8,624
固定資産合計	12,012	12,723
資産合計	32,233	33,516

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,232	2,129
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	591	491
賞与引当金	309	263
受注損失引当金	106	181
その他	2,644	2,907
流動負債合計	6,184	6,273
固定負債		
社債	900	750
退職給付引当金	4,546	4,524
その他	401	484
固定負債合計	5,848	5,758
負債合計	12,032	12,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,702	3,702
資本剰余金	3,969	3,969
利益剰余金	13,360	13,822
自己株式	1,637	1,637
株主資本合計	19,394	19,856
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	653	1,319
為替換算調整勘定	273	137
その他の包括利益累計額合計	380	1,181
少数株主持分	425	445
純資産合計	20,200	21,484
負債純資産合計	32,233	33,516

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	19,428	20,585
売上原価	15,239	16,362
売上総利益	4,188	4,222
販売費及び一般管理費	2,822	2,875
営業利益	1,365	1,347
営業外収益		
受取利息	3	6
受取配当金	87	95
持分法による投資利益	-	0
投資事業組合運用益	22	11
その他	27	38
営業外収益合計	140	154
営業外費用		
支払利息	10	11
持分法による投資損失	31	-
コミットメントフィー	8	8
その他	8	27
営業外費用合計	58	47
経常利益	1,448	1,453
特別利益		
持分変動利益	26	-
その他	0	-
特別利益合計	27	-
特別損失		
特定プロジェクト対策損失	913	-
投資有価証券評価損	20	-
その他	12	-
特別損失合計	947	-
税金等調整前四半期純利益	528	1,453
法人税、住民税及び事業税	302	501
法人税等調整額	7	146
法人税等合計	310	647
少数株主損益調整前四半期純利益	218	806
少数株主利益	38	26
四半期純利益	180	780

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	218	806
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	112	665
為替換算調整勘定	13	144
その他の包括利益合計	126	810
四半期包括利益	345	1,616
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	306	1,581
少数株主に係る四半期包括利益	38	34

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	528	1,453
減価償却費	291	336
のれん償却額	84	84
賞与引当金の増減額（は減少）	1	45
売上債権の増減額（は増加）	1,363	819
たな卸資産の増減額（は増加）	138	31
仕入債務の増減額（は減少）	216	116
その他	156	17
小計	1,756	2,547
利息及び配当金の受取額	103	103
利息の支払額	10	11
法人税等の支払額	245	708
法人税等の還付額	322	33
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,927	1,963
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	2,201
有価証券の償還による収入	-	1,100
有形固定資産の取得による支出	62	39
無形固定資産の取得による支出	42	117
投資有価証券の取得による支出	1	-
投資有価証券の売却による収入	52	2
差入保証金の差入による支出	26	0
差入保証金の回収による収入	57	1
その他	25	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	3	1,244
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	150	150
リース債務の返済による支出	75	104
少数株主からの払込みによる収入	30	-
自己株式の取得による支出	163	-
配当金の支払額	322	318
少数株主への配当金の支払額	12	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	693	587
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	125
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,251	257
現金及び現金同等物の期首残高	7,594	10,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,846	11,200

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

賃借物件の所有者に対して有する差入保証金の返還請求権812百万円を譲渡しており、同額が投資その他の資産の「その他」より除かれております。なお、賃借物件の所有者の差入保証金返還に支障が生ずる等、一定の事象が生じた場合において、譲渡した差入保証金の返還請求権を買取る可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
役員報酬	173百万円	役員報酬	189百万円
給料及び手当	867	給料及び手当	851
賞与引当金繰入額	66	賞与引当金繰入額	60
退職給付費用	85	退職給付費用	76
減価償却費	15	減価償却費	18

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	8,246百万円		9,305百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	311		311
現金及び現金同等物に含まれる 有価証券	911		2,206
現金及び現金同等物	8,846		11,200

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会(注)	普通株式	322	16	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、関係会社所有の当社株式に係る配当額を含んでおります。なお、このうち当社帰属分控除後の金額は321百万円であります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月2日 取締役会(注)	普通株式	318	16	平成24年6月30日	平成24年9月7日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、関係会社所有の当社株式に係る配当額を含んでおります。なお、このうち当社帰属分控除後の金額は318百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	318	16	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月1日 取締役会	普通株式	318	16	平成25年6月30日	平成25年9月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	システム構築 サービス	システム運用管理 サービス	BPO/BTO サービス	
売上高				
外部顧客への売上高	7,618	7,592	4,217	19,428
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	7,618	7,592	4,217	19,428
セグメント利益	628	236	501	1,365

(注) セグメント利益の合計額と四半期連結損益計算書の営業利益は一致しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	システム構築 サービス	システム運用管理 サービス	BPO/BTO サービス	
売上高				
外部顧客への売上高	7,039	8,349	5,195	20,585
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	7,039	8,349	5,195	20,585
セグメント利益	228	345	773	1,347

(注) セグメント利益の合計額と四半期連結損益計算書の営業利益は一致しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	9.04	39.18
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	180	780
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	180	780
普通株式の期中平均株式数(株)	19,944,963	19,907,380

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成25年8月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・318百万円
 - (2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・16円
 - (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成25年9月6日
- (注) 平成25年6月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 8 日

株式会社シーエーシー
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。